

平成29年12月4日  
福祉部指導監査室居宅事業者課

## 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社リリーフ
- (2) 代表者 代表取締役 岡田 育世（オカダ イクヨ）
- (3) 所在地 大阪府東大阪市若江南町四丁目3番17号

### 2 対象事業所

- (1) 名称 リリーフ介護ステーション
- (2) 所在地 大阪府東大阪市若江南町四丁目3番17号
- (3) 事業の種類 居宅介護支援
- (4) 指定年月日 平成23年3月1日

### 3 指定取消し年月日

平成30年1月1日

### 4 指定取消しの理由

#### (1) 人員基準違反（法第84条第1項第2号）

別法人の代表者でもある管理者兼介護支援専門員は、その別法人の地域密着型通所介護事業所（指定時は通所介護事業所）の指定の日である平成27年9月1日以降、地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員として従事していたため、常勤の管理者及び介護支援専門員を置いていなかった。

#### (2) 運営基準違反（法第84条第1項第3号）

①利用者7名について、運営基準に定められた次の事項を行っていなかった。

ア 2名について、サービス提供開始後3月は居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）をした記録を作成していたが、それ以後当該記録を作成していなかった。また、残りの5名については、サービス提供開始の時から当該記録を作成していなかった。

イ 7名共に、それぞれ異なる時期から必要な居宅サービス計画を作成していなかった。

②利用者2名について、指定日前に初回の居宅サービス計画を作成し、利用者からその計画に対する同意を得ていた。また、その内1名についてはアセスメントも実施していた。

③管理者は、管理者として基準を遵守し適切な事業運営を行う責務があると認識していたにもかかわらず、その責務を果たしていなかった。

(3) 不正請求（法第84条第1項第6号）

介護支援専門員としての業務を適切に行っていないにもかかわらず、居宅介護支援費を減額することなく請求し続けていた。

(4) 不正の手段による指定（法第84条第1項第9号）

管理者兼介護支援専門員は、平成26年12月6日まで整骨院等を開設して従事しており、指定申請時には常勤で勤務できる状態ではなかったにもかかわらず、常勤の管理者兼介護支援専門員として申請し、指定を受けた。

5 返還請求額

2,845,481円

〔	不正請求額	2,032,487円
	上記の額に100分の40を乗じて得た額を加算した額	2,845,481円